

第5章 畑作物共済

(定義)

第95条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等 法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 全相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (3) 災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済 法第150条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、茶を共済目的とするものをいう。
- (4) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (5) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。
- (6) 茶の災害収入共済方式資格者 災害収入共済方式による特定畑作物共済のうち茶に係る畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。

(共済関係の成立)

第 96 条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、組合員が栽培を行う第 2 条第 1 項第 4 号の農作物（次に掲げる農作物を除く。次項において「対象農作物等」という。）のすべてを畑作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

(1) 畑作物共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済にあつては、畑作物共済の共済目的の種類。以下同じ。）ごとの栽培面積が 5 アールに達しない農作物

(2) 次に掲げる事由に該当する農作物

イ 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

ロ 当該農作物に係る第 104 条第 1 項第 1 号の基準収穫量又は同項第 2 号の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

ハ 当該農作物に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

ニ 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。

2 前項の規定による承諾は、組合員が次の各号に掲げる期間内に、すべての種類の対象農作物等について同項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 大豆が対象農作物等である者 6 月 1 日から 6 月 15 日まで

(2) 茶が対象農作物等である者 10 月 1 日から 11 月 20 日まで

(畑作物共済の申込み)

第 97 条 組合員が第 96 条第 1 項の規定による申込みをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

(1) 農作物に係る畑作物共済 次に掲げるもの

イ 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる組合員にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）

ロ 共済目的の種類

ハ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

ニ 次条第 2 号の作付基準に適合していることを明らかにする事項

ホ 大豆に係る全相殺方式による畑作物共済及び災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る畑作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

ヘ その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第 96 条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済

に係る第 100 条に掲げる期間の開始時の 10 日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

- 3 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 101 条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第 98 条 この組合は、組合員から第 96 条第 1 項の規定による申込みがあった場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(1) その者の第 96 条第 1 項の規定による申込みに係る農作物が、その者が栽培を行う第 2 条第 1 項第 4 号の農作物で第 96 条第 1 項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。

(2) その者の第 96 条第 1 項の規定による申込みに係る農作物（茶を除く。）の作付けが、次に掲げる作付基準に適合しないこと。

イ 連作をしないこと（緑肥作物の作付け、有機質肥料等により連作による弊害が認められない場合を除く。）

ロ 組合の区域内における畑作物の作付体系に適合していること。

（共済関係の消滅しない場合）

第 99 条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合（この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が畑作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該畑作物共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

- 2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

（共済関係成立時の書面交付）

第 99 条の 2 組合は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 組合の名称

(2) 組合員の氏名又は名称

(3) 共済事故

(4) 共済責任期間の始期及び終期

(5) 共済金額

(6) 共済目的を特定するために必要な事項

(7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法

(8) 第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 97 条第 3 項並びに第 101 条の通知をすべき事項

(9) 共済関係の成立年月日

(10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 100 条 畑作物共済の共済責任期間は、農作物に係る畑作物共済にあつては次号に掲げる期間とする。

(1) 発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間（茶については、冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間）

(通知義務)

第 101 条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者は、次号に掲げる共済目的の異動を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 農作物に係る畑作物共済 共済目的を譲渡し、収穫適期前に掘り取り、刈り取り、抜き取り若しくはすき込んだとき、法第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法等に應ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法等以外のものへ変更したとき又は第 97 条第 1 項第 1 号ホの計画を変更したとき。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第 102 条 畑作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第 105 条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物危険段階基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 6 項の畑作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の 100 分の 55 に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第 103 条 第 96 条第 1 項の規定によりこの組合との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る組合員負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。

(1) 大豆 7 月 10 日

(2) 茶 11 月 30 日

(共済金額)

第 104 条 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

(1) この組合と組合員との間に成立する大豆に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準

収穫量の合計の100分の90に相当する数を乗じて得た金額

- (2) この組合と災害収入共済方式資格者との間に成立する災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額の100分の30を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定畑作物共済限度額」という。）を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額
- 2 前項第1号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、この組合の区域の属する法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額のコ額と同額とする。
- 3 組合員が、次号に掲げる金額のうちのいずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。
- (1) 大豆 法第120条14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額
- 4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入してこの組合に提出してするものとする。
- 5 第1項第1号の基準収穫量は法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従いこの組合が定める。
- 6 第1項第2号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第150条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする。

(共済掛金率)

第105条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び法第120条の15第6項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る畑作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第106条 理事は、畑作物共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる畑作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年、第96条第2項の申込期間が開始する日の

10 日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

- 3 組合員は、いつでも、第1項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(共済金の支払)

第107条 この組合は、全相殺方式による畑作物共済については、大豆に係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第100条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第2項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の10を超えた場合に、第104条第1項第1号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- 2 この組合は、災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、共済事故による農作物の減収（農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る当該農作物の価格に応じ規則第47条の34第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定された当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しない場合に、その特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- 3 前項の基準収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに規則第47条の34第2項の農林水産大臣が定める準則に従って、過去一定年間におけるその者の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該農作物の価格に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この組合が定める数量とする。

(共済金額の削減)

第108条 この組合は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物共済保険区分（一の畑作物共済保険区分（法第141条の4第4項の畑作物共済保険区分

をいう。以下同じ。)に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、支払うべき共済金の総額から総共済金額に法第 135 条第 5 号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 1,000 分の 145 に相当する金額を超えない範囲において、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該畑作物共済保険区分に係る定款第 55 条第 4 項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該畑作物共済保険区分に係る定款第 57 条第 4 項の特別積立金の金額
(共済金の支払の免責等)

第 109 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第 96 条第 1 項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第 97 条第 1 項第 1 号ロからニまでに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)
- (5) 組合員が第 101 条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、法第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果、通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

第 110 条 組合員は、第 96 条第 1 項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 96 条第 1 項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。第 96 条第 1 項の規定による申込みの承諾の時から 6 箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第 110 条の 2 組合員が正当な理由がないのに第 103 条の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第 110 条の 3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 110 条の 4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第 110 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 第 110 条の 2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第 111 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支

払額、第 107 条第 1 項の減収量又は同条第 2 項の生産金額の減少額、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第 112 条 この組合は、畑作物共済について、規則第 23 条の 2 第 5 項に規定する畑作物無事戻区分ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

- (1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額以上の金額であるときを除く。）
 - (2) 当該事業年度の前 3 事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。
- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの定款第 57 条第 4 項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額を超えないものとする。